

# 高浜剣友会会則

平成4年4月 改訂

- 第1条 本会は高浜剣友会と称する。
- 第2条 本会は海浜地区に在住する青少年を会員とし、並びにその父母よりなる父母会、及び指導員によって構成する。
- 第3条 本会は会員相互の親睦を図り、青少年に於ける剣道の推奨発展、並びに剣の理法の修練によって青少年の人間形成に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は次の事業を行う。
1. 千葉市、県、全日本剣道連盟の行事、その他の行事に参加する。
  1. 会員相互の連絡に関する事。
  1. 会員名簿の発行に関する事。
  1. 会員の行事に関する事。
  1. その他、目的達成に必要な事項。
- 第5条 本会は運営の円滑を図るため、次の役員を置く
- |      |     |      |      |
|------|-----|------|------|
| ・会 長 | 1名  | ・副会長 | 2名以内 |
| ・理 事 | 若干名 | ・監 事 | 2名   |
- 第6条 本会は相談役、及び顧問を置くことが出来る。
- 第7条 役員の仕事
- ・会長は本会を代表し、会務を掌る。
  - ・副会長は会長を補佐し、会長不在の時はこれを代行する。
  - ・副会長欠員時は理事の代表がこの任務にあたる。
  - ・理事は次の仕事を遂行する。
    1. 会計に係る事。
    1. 庶務に係る事。
    1. 体育館管理に係る事。
  - ・監事は会長が随時委嘱し、会の会計の監査を行う。
- 第8条 会長、副会長を除く役員は父母会の中から選出される。会長、副会長は原則として任期を設けない。会長、副会長を除く役員の任期は1年とし、留年を妨げない。
- 第9条 本会運営の経費は会費を以ってこれに当てる。尚、特別行事費を別途徴収する事がある。
- 第10条 会費は毎月第1週の練習日に納入とする。会計が徴収し、これを管理する。会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第11条 本会は毎年4月に父母会を持ち、これを定期総会とし、会長が召集する。尚、必要に応じて、臨時に召集することが出来る。

第12条 総会は本会の父母会、並びに指導員を持って構成する。

第13条 総会は本会の最高議決機関であり、次の事項を審議、決定する。

1. 予算、及び決算報告。
2. 事業計画、及び事業報告。
3. 会則の改訂。
4. その他の事項。

第14条 本会の運営に必要なときは会長は役員会を開くことが出来る。

第15条 本会は事故防止について万全を期すものとする。

第16条 会員、指導員はスポーツ安全傷害保険に加入するものとする。